【市長の政治姿勢について】

(一問目)

それでは市政方針説明から長内市長の政治姿勢について質問いたします。市長の施政方針説明からは百花繚乱の様相を呈するがごとく、様々な分野における長内市長の意欲と固い決意が伝わってまいりました。就任と時を同じくして見舞われた大規模な自然災害に対する対応策。人口減少社会が本格化する時代背景を逆ばねとする「未来につなぐ創る改革」への決意。また、基本政策としてあげられた5つの柱についても待機児童対策や小学校全学年35人学級編成の実施から始まり、各種施設や学校の建替え、新増設などソフト・ハード両面にわたる多様な市民ニーズへの対応や高度福祉政策の充実など、市民意識の高揚する施策が「きら、星のごとく」というのが率直な感想でした。と同時にこれだけの施策実施に必要な資金需要を考えた場合「財政への負担」は大丈夫だろうかと危惧を抱いたのは私どもの会派だけでしょうか。税収の伸びに大きな期待が出来ない現在の状況下で好むと好まざるとにかかわらず拡大していく民生費の自然増負担が頭をかすめます。

税や利用料等の確実な回収と税収拡大への施策展開、無駄の排除と効率的市政運営への取り組みや経済合理性の追求など「不断の努力と並々ならぬ決意や実行力」が必要です。そこでお聞きしますが、こうした期待と不安に長内市長はどのような手法で応えていこうとしているのか。是々非々の立場で応援すべき内容が多いだけに市長の積極的かつ率直な考えをお聞かせください。

<答弁>

昨今の複雑多様化する社会環境の中で、行政に求められる市民ニーズは多岐にわたり、 市場原理には馴染まない、費用対効果だけでは測れないものも存在します。

そこで、私は「未来につなぐ創る改革」を基本理念として掲げました。何のために、誰のため に改革するのか、その改革の先に何があるのかを示し、未来の豊中のため、今すべきことに 投資していくことこそ、私が考える都市経営であります。

この思いのもと、引き続き、不断の改革を進めていくとともに、平成31年度予算は、全ての事業をゼロベースで精査し、予算平静を行いました。

施策を進めるにあたっては、市税等の徴収率の更なる向上に努めていくことに加え、寄附の拡大を図るクラウドファンディングの実施、ふるさと納税の返礼品の見直し、各積立金の債権での運用など、従来の発想にはない中長期的視点にたった財源の確保に努め、基本政策の達成に向け取り組んでまいります。

(意見・要望)

市長からは丁寧な説明とかたい決意をお聞かせいただきました。それでは市長の熱い 思いとこれらの施策実現には何が大切か、何が出来て何ができないのか、何をどうすべき なのかも含めて関係各部にお聞きしてまいります。

【自主防災組織の支援と安否確認について】

(一問目)

自主防災組織への支援の充実、避難行動要支援者支援プランの推進についてお聞きします。まず、自主防災組織への支援の充実ですが、現状の評価と支援の内容、その期待される効果についてお聞かせください。次に、避難行動要支援者とはどういう方でどう位置付けをし、どのようなシステムで実施しているのか。災害発生時での安否確認を含めたその現状と改善すべき問題点をお聞かせください。また、安否確認については平時での独居高齢者等のいわゆる社会的弱者に対する対応の大切さが日ごとに強まっています。この問題に対する現在の課題は何か。更に、課題解決のための具体的取り組み手法についてもお聞かせください。

<答弁>

自主防災組織は、自治会などの単位で活動されている近隣自主防災組織が132団体、主に小学校区を単位に活動されている校区単位自主防災組織が27団体結成され、学習会や訓練など様々な活動が行われております。大規模地震におきましては、交通網の寸断や火災の多発など、消防や警察などの防災関係機関だけでは十分に対応できない状況に陥ることが、過去の災害からも明らかであり、そのような時に力を発揮するのが、地域ぐるみの協力体制、すなわち自主防災組織となります。

本市では、そうした自主防災組織の活動を支援するため、防災知識の普及や啓発を行うため、防災市民講座の開催や出前講座の実施、消防局による防災訓練の指導のほか、校区単位の自主防災組織に対しては、補助制度を設けて、活動に対する支援も行っております。

災害時には、日頃からの災害に備えた訓練や防災知識が役立ってきます。このため、自主 防災組織による地域ぐるみの活動は、大規模災害に備える意味で、大変重要と考えており ます。

避難行動要支援者は、65歳以上の単身世帯で要介護1,2又は要支援1,2の認定者等、 災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動をとることに、特に支援が必要とされる方でございます。なお、避難行動要支援者は、何れも自力での避難が難しい方であり、 優先順位はございません。支援内容は、災害時における安否の確認や避難誘導等でございます。

なお、災害時に安否の確認や避難誘導等は、民生・児童委員や校区福祉委員会の方々を中心にお願いをしておりまして、本市で作成した避難行動要支援者名簿の内、避難支援等関係者に情報提供することに同意をしている方の名簿については、平常時から避難支援等関係者の方々に提供し、防災と福祉の両面から支援体制の構築に向けた取組みを進めているとこです。

健康福祉部に関わります質問について、先ず災害発生時の安否確認の実態と改善すべき問題点でございますが、災害時におきまして、地域の民生委員・児童委員や校区福祉委員会、校区自主防災組織等の団体の皆様の主体的な取り組みもあり、円滑な安否確認が行われたものと認識しております。一方で、安否確認は「悲惨行動要支援者名簿」により実施されることから、名簿の更新時期や掲載内容、また、個人情報の外部提供に同意されていな

い方の地域での「つながり」のあり方等の検討が必要であることが明らかになりました。

次に、平常時での問題と課題でございますが、社会的弱者の中には、何らかの生活課題を抱え、自宅に引きこもる等で地域との関係が希薄であることから、地域との「つながり」を促進し、災害時に対応できる支援体制の充実を図ることが必要と考えております。具体的な取り組みにつきましては、ご自身の意識づくりや身近な地域での理解の促進、見守り活動などの「気づき」を促進し、民生委員・児童委員や校区福祉委員会などの諸団体と協働し避難行動要支援者の個別プランの作成を進めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

自主防災組織の支援の充実については理解をいたしました。これからも校区単位での 自主防災組織の拡大と支援に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。 次に、災害発生時での安否確認ですが、答弁では円滑な安否確認が出来たものと認識し ているとのことでした。しかし、平時での図上訓練や実地訓練では決まりごとを淡々とこなし たり、昨年6月の大阪北部地震では従事者自身の被災も少なく、安否確認に参加できたと いうことであり、実際の被災時での混乱状況とは前提条件も全く異なってしまう可能性もあ ります。また、指摘のあった「避難行動要支援者名簿」の不確実性や突如渡された名簿に よる要支援者との「希薄なつながりやコミュニケーション不足」が大きく影響することから、 経験上からも担当する要支援者に対しては、常日頃から連携を継続できる情報提供やシス テム作りが大切であり更なる改善努力が求められます。次に、平時での安否確認ですが、 答弁にもあった社会的弱者、とりわけ独居高齢者については、引きこもりや地域社会との 関係の希薄化など、この国に広がる無縁社会の進展が大きな阻害要因となっています。 今年になって私自身が二人の独居高齢者の緊急事態に関わることとなり119番通報をする ことになりました。結果としてお助けすることが出来ませんでしたが、ひとりの方は高齢なが らも自治会役員をつとめ友人知人も多く地域貢献も立派に果たされている方でした。そんな 方でも独居高齢者のリスクから死後何日もたってから発見されるということが日常的に起こ っています。地域との「つながり」、ご本人の意識づくりや地域での理解の促進、見守り活動 の「気づき」どれも大切であり、避難行動要支援者の個別プランの作成は喫緊の課題です。 しかし、民生児童委員や校区福祉委員会、自治会組織など担い手不足が顕在化している 現代社会の現実を行政は真剣かつ深刻な問題として考え直す必要があることを申し添え ておきます。

【会議の効率化、合理化について】

(一問目)

会議の効率化、合理化について伺います。今年度から、政策会議をはじめとする会議における準備等の省力化、紙使用量の削減、会議運営の効率化を目的に、ペーパレス会議システムを導入されましたが、具体的な効果や見えてきた課題があれば、教えて下さい。

<答弁>

ペーパレス会議システムの導入効果については、会議の準備に要する時間が1/20程度に短縮されるとともに、紙の使用量については、10月からの5か月間で累計14万枚程度の削減につながっております。このほか、審議会の委員の方々から、簡潔で非常に見やすく分かりやすくなったとの評価をいただいております。課題と致しましては、現在は、会議用タブレットで閲覧した資料及び書き込んだメモに自席のパソコンからアクセスすることが出来ない点ですが、庁内ネットワークに接続することで、解消したいと考えております。

(二問目)

今後、ペーパレス会議システムを全庁的に進めていく予定はあるのでしょうか。今後の展開について見解をお聞かせ下さい。また、ペーパレス会議システムと共に、是非とも、スカイプなどを活用したウェブ会議を導入して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。市役所から離れた施設から市役所等へ移動してくる職員の移動時間の短縮が図れるのではないかと思います。さらに、市長をはじめ、特別職、もしくは部長さんが、会議の冒頭挨拶だけして退席されるということがしばしばありますが、ウェブ会議システムを導入していれば、わざわざ、現場に出席しなくても、インターネット回線を通じて会議に出席することが可能となり、時間の短縮、より効率的な公務、実務の遂行が可能となるのではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ペーパレス会議システムについては、部長会、総務担当課長会での使用を通じて、利便性や効果が全庁に認知され、活用される会議が増加しております。引き続き、システムの操作方法等の周知に努め、更なる活用を進めてまいりたいと考えております。

スカイプなどのソフトウェアを活用したウェブ会議につきましては、会場に移動するための時間や費用が削減できるなどのメリットがあると考えております。しかしながら、ウェブ会議の実施のためには、専用の設備やセキュリティ対策が必要となることから、国、他市の事例等を収集しながら、導入にてついての課題整理を行ってまいりたいと考えております。

(意見・要望)

ペーパレス会議システムの導入により、会議の準備に要する時間が1/20程度に短縮されたり、紙の使用量が5か月間で14万枚も削減されたとのことで、素晴らしい成果を挙げておられることが分かりました。まだまだ一部の部局、一部の会議での活用になっていますが、今後も全庁的に業務効率を高めていくために、システム活用の拡大を図って頂きたいと要望しておきます。また、スカイプ等を活用したウェブ会議については、セキュリティ対策

などの課題はあるかとは思いますが、会場に移動するための時間や費用の削減などの メリットは市も認識されていますし、活用の可能性について、引き続き、模索して頂きたいと 要望しておきます。さらに、ペーパレス会議システムなど、新たなシステムを導入しなくても、 今でも出来ることがあるように思います。行政総務課の職務スペース、デスク上には、 ほとんど紙がありませんが、それは、システムを導入したことによる効果ではなく、職員の 方々の意識の持ちようだと思います。ぜひとも、全庁的に、職員意識を改善し、職務 スペース、デスク上のペーパレス化を積極的に進めて頂くことも強く求めておきます。

【経営、戦略について】

(一問目)

経営、戦略について伺います。来年度、戦略的な都市経営の視点を盛り込むため『都市経営部』や『経営計画課』を、更に、公民連携の総合的な窓口を担う『創造改革課』を、戦略的に広報活動を展開していくため『広報戦略課』を、戦略的に人づくりを進めていくために『人材戦略長』を配置する予定とのことですが、これまで、行政組織の名前としては、用いられなかった経営、戦略という言葉について、それぞれの言葉を市長はどのような思いで、用いられたのでしょうか。

<答弁>

市民サービスを持続可能なかたちで安定的に提供していくためには、社会環境の変化や、 多様化する行政課題に対応して、事業に要するコストが政策の目的に適っているか、総合的 に判断し、説明責任を果たしながら、実施手法や内容等の見直しを進めていかなければなり ません。また、従来の考え方や、やり方にとらわれず行動していく、組織風土や職員意識の 醸成も必要となります。組織名称における経営や戦略といった言葉については、こうした 視点・考え方を行政運営の様々な局面において取り入れ、意思決定や仕組みづくり、 サービス提供を行っていくことをねらいのひとつとして用いております。

(意見・要望)

全ての職員、全ての部局や課に該当することではないのかも知れませんが、ご答弁にあったように「従来の考え方や、やり方にとらわれず行動していく、組織風土や職員意識の醸成が必要」だと感じる場面や職員に遭遇することが残念ながらあります。社会環境の変化や、多様化する行政課題、市民ニーズに対応するため、行政手法を柔軟に見直すことは、常にして頂く必要があるとは思いますが、一日も早く、柔軟かつ多角的な視点を持ち、更には、スピード感、コスト意識のある、自立した職員集団を創り上げて頂くことを強く要望しておきます。名は体を表すと言います。経営や戦略という言葉が付いて新たに設置される部局や課は、くれぐれも名前に負けない経営的視点や長期的、大局的展望に立った施策展開、手腕を発揮して頂くことを期待しておきます。

【外部人材の登用について】

(一問目)

外部人材の登用について伺います。都営経営部や経営計画課、広報戦略課に人材戦略長、さらには創造改革課など、今回の組織改編に伴って設置や任命される部署や担当者が、市長の期待する最大限のパフォーマンスを発揮するために、それらの職務を担う専門的なノウハウを持った人材を一定期間だけでも、外部から登用し、市としてのノウハウ、スキルの向上を図ってはどうかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市の業務を進めていくにあたっては、行政経験によって培われる知識や技術などが不可欠な側面があります。長期勤続を前提に、様々な職務を経験することで職員の能力が開発され、十分に発揮できるものと考えていることから、特定の分野に特化した外部人材の採用は、採用困難職種などの一部専門職を除き、現時点では考えておりません。

外部人材の活用と致しましては、広報戦略アドバイザーや経営改革専門委員など、外部 専門家への委嘱等を行い、専門的なノウハウやスキルについての助言を得ることにより、 様々な行政運営に役立ててまいりたいと考えています。

(意見•要望)

特定の分野に特化した外部人材の採用は、現時点では考えておられないとのことでしたが、市長が施政方針説明で述べられたように、既成概念や型にはまったやり方にとらわれず、果敢にチャレンジしていくためには、これまでにないアイデア、発想、ノウハウをより積極的かつ貪欲に取り入れ、活用していくべきだと思います。ご答弁では、「市の業務を進めていくには、行政経験によって培われる知識や技術などが不可欠」とのことですが、むしろ、そのような知識や技術を絶対視したり、頼り過ぎたりすることが、既成概念や型にはまったやり方にとらわれたり、果敢にチャレンジすることを躊躇わせたりする要因になっているのではないかと思います。とは言え、来年度、広報戦略アドバイザーや経営改革専門委員など外部専門家の活用を図るとのことですので、一定期待するとともに、外部専門家の方々の活用を評価するため、外部専門家の方々からどのような発想やアイデア、助言を頂けたのか、定期的に報告をして頂きたいと強く要望しておきます。

【執行機関の附属機関に関する条例の改正について】

(一問目)

特別職報酬等審議会の担任事務に、議会の議員の期末手当などの額の決定について調査審議に関する事務を追加するために提案されましたが、執行機関の附属機関、つまり市長の附属機関として設置される審議会が議会議員の報酬等に関することまで調査審議の対象とするのは、地方議会が二元代表制であることを踏まえてどのように考えておられるか見解をお聞かせください。また、この審議会の委員にはどのような方が就任されているのかお聞かせください。

<答弁>

特別職報酬等審議会で、議会の議員の報酬等に関することを調査審議することについては、国の通知により、地方公共団体の議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、市長の附属機関である特別職報酬等審議会の意見を聞かなければならないものとすること、とされております。第三者機関である審議会の意見を聞き、より一層の公正を期する必要があるとの趣旨であり、本市においても、この考え方に基づき、当審議会を設置し、議員の報酬等を調査審議の対象としているものです。

二元代表制の一翼を担う市長が、審議会の意見に基づき作成した条例案を他の一翼を 担っておられます市議会が審議し、議決されているものと考えております。

審議会の委員については、第三者機関としての位置づけを担保することから、公共的団体等の代表として、産業経済や民生児童委員等の分野の方、また、学識経験者として、報道機関の方や弁護士、大学の先生、そして公募による市民の方にも委員に就任して頂いております。

(意見・要望)

過去の国からの通知によって市長の附属機関で議員の報酬について調査審議することが求められていることは理解できました。また、第三者からの意見を聞くという意味では審議会の意見は重たいものであると認識しておりますし、過去の議会の判断においても審議会の意見や答申を尊重してきたわけであります。ただ、市長に委員の任命権限がある審議会が、恣意的(しいてき)な人選によって議員に不利な意見や答申を出すことも制度上可能であり、仕組みとしては完ぺきなものではないと考えます。審議会においては総じて、真摯な議論が積み重ねられていると会議録からも推察されますが、過去には時の雰囲気に流されたような意見も見受けられ、議員の仕事内容や役割、職責に精通しているとはいいがたい、と感じられることもあります。もちろん、多様な意見や時の社会情勢を踏まえることも大事な視点であり、あくまでその範疇のものとして受け止めています。

議会側には任命権限がないということ、にもかかわらず調査審議の対象に議員も含まれているということを勘案して、委員選任に当たっては議員の仕事に精通した人を含めるよう今後検討していただくことを申し上げておきます。

【ゴールデンウィークの10連休への対応について】

(一問目)

昨年12月議会でわが会派の所属議員が質問しましたが、本年には今上(きんじょう)陛下のご退位、現皇太子殿下の新天皇陛下へのご即位があり、日本中が慶祝ムードに包まれるものと想像されます。私どもも多くの市民とともにお祝いし心静かにその日を迎えたいと思うところでありますが、これに伴い、ゴールデンウィークが10連休となります。すでに、旅行業界などでは予約が殺到しているという報道もあり、商機ととらえる業界もある一方、休業日が連続することによって、市民生活に悪影響を及ぼさないよう、市政にかかわる各方面で対応を検討すべきであることを求めてきました。その検討結果について各方面の取り組みをお聞かせください。

<答弁>

10連休中の取り組みについてですが、図書館や体育施設については開館を基本とし、従来は休日対応しております休日保育、休日急病診療、ごみ収集などの業務に加えまして、臨時的な休日対応として、住民票など各種証明書の交付や住所変更の手続きなどの窓口業務については、この期間中に1日に、市立豊中病院における外来診療業務については、この期間中に2日間、実施する予定でございます。

この期間中の休日対応については、庁内に連絡会議を設けたところであり、情報共有を 図りながら、今後も引き続き、市民のニーズを踏まえ、必要となる対応を進めてまいります。

また、休日対応を行う業務については、広報紙や市のホームページなどで市民の皆様への 周知を徹底してまいります。

(意見・要望)

窓口業務や特に市立豊中病院での外来対応については高く評価をしています。国からも 休日保育などへの追加補助なども検討されているとのことであり、市民ニーズを的確に 把握しながらスピード感をもって対応していただくことを要望しておきます。

【経営戦略会議と経営戦略方針について】

(一問目)

都市経営の観点に立って進めようとされている「未来につなぐ創る改革」については、外部の専門家の方からの助言を得て、経営的視点に立って議論を行う「経営戦略会議」を設置され、また、政策推進や経営改革の方向性を示す「経営戦略方針」を策定するとのことですが、これは、どのようにイメージされるのか、また、基本政策がある中で、これらはどのような位置づけとなるのかお聞かせ下さい。

<答弁>

経営戦略方針は、これまでの市政運営に経営的な視点を取り入れ、公民連携やビルドアンドスクラップなど、行政サービスの変革と施策を下支えする経営基盤の充実、強化を図るための考え方、取組みの方向性、目標等を示すものです。

この方針は、新たに設置する経営戦略会議においても議論することとしており、この会議には大学教授や民間の経営者などにも参画して頂く予定であることから、外部の視点も取り入れることが出来るものと考えております。

(二問目)

長内市長ご自身が40万市民の代表として都市経営を進めるにあたって本市の今日の行政課題の解決は勿論のこと本市が他市にないブランド力を高め都市経営者としてのリーダーシップを大いに発揮して頂きたいと考えます。そういう中で昨年の7月議会において私ども会派が提案しました長内市長の市民の皆さんに示された選挙公約54項目基本政策進捗状況の工程表を作成し市民や議会に公表するよう求めたところ、早速、工程表を作成されたことは大いに評価する所です。そこで政策会議では施策の方向性を審議していると一定理解しますが、基本政策の優先順位をつけ財政面も含めて経営的観点から議論されるべきと考えますが理事者のご見解をお聞かせください。

<答弁>

基本政策につきましては、昨年10月にお示しした工程表を基に、毎年度、進捗管理を 行うこととしております。政策会議では、基本政策の実現に向け、事業の方向性などに ついて多角的な視点から議論するとともに、財政面については予算調整会議や予算編成 などで審議しております。

(意見・要望)

市長の都市経営者として民間の経営センス取り入れるべきアドバイスは必要なところもあると思います。今後の市町の行政手腕を期待します。

【体育施設の整備について】

(一問目)

施政方針の中で、4つの体育施設の整備について言及されていますが、平成31年度の概要について教えてください。

<答弁>

1つ目の庄内温水プール跡地の整備につきましては、第2期工事と致しまして、プール管理棟の改修やエレベーターの新設などを行います。

2つ目の二ノ切温水プールの整備は、現在の施設の隣接地に建て替えの工事に着手致します。

3つ目の豊中ローズ球場の改修につきましては、基本設計・実施設計に着手致します。

最後に、千里体育館空港設置等の改修でございますが、第1競技場への空調設置等の 工事に着手してまいります。

(二問目)

平成31年度の整備の概要についは分かりました。その中で、豊中ローズ球場の改修については、平成31年度は、基本設計・実施設計に着手するとのことですが、基本計画では3324人の収容を予定されていますが、例えば、現在の休場の両翼を5メートルほど短くして、外野芝生席を設けて、もう少し収容人員を増やしてはどうでしょうか。また、女子硬式野球でも利用されるとのことですので、ホームランも出やすくなって、プレーする選手や観客の人も大いに盛り上がると思います。また、観客の観点から豊中ローズ球場では、こどもからご高齢の方まで幅広く観戦されています。更に、近年の暑さ対策として、例えば、ミストシャワーの設置や観客席の座面を少しずらして設置し、プレーを見やすくしてはどうかと考えます。こうした提案について、設計段階で検討していただきたいと考えますが、理事者の見解をお聞かせください。

<答弁>

豊中ローズ球場の基本設計・実施設計にあたりましては、今年度策定致しました改修基本計画をベースに設計してまいります。ただ今の様々なご提案につきましては、安全対策など検討すべき課題も含まれておりますので、今後の業務において参考にしてまいります。

(意見・要望)

庄内温水プールの跡地整備については了解しました。また、二の切温水プールの整備については、先日、現地視察した際に指摘させて頂いたバラ園や工事にかかる安全対策を十分に考慮されるよう要望します。

ローズ球場の改修については、高校野球発祥の地としてのシンボルとなる改修を大いに期待するところです。今回提案させていただいたメニューは観戦者目線からの提案です。 ぜひ前向きな検討をされるよう強く要望しておきます。

【産業政策について】

(一問目)

私どもの会派では、これまで企業誘致や事業所の集積、そして安定した操業環境を作ることが重要であると提言し続けてきました。こうした主張に市は、平成20年度に「企業立地促進条例」を施行しその促進に取り組み始めました。また、これら地域の住工混在問題を解決すべく地区計画を推進すべきとの度重なる提言に対しても、時間はかかりましたが本年1月には「企業立地促進条例」を改正し「産業誘導区域」を設定することで、事業所の新規誘致の促進と安定操業への環境づくりに取り組むべく舵を切られました。

そこでお聞きしますが、条例改正を受けて市はこの問題にどう取り組んでいくのか詳細な 取り組み内容と見通し、課題があればお聞かせください。

次に、平成20年の条例成立直後から提言し続けているもう一つの条例改正について改めて市の見解をお聞きします。豊中市の西部・南部地域一帯はモノづくり集積基地としての高い評価や各種高道路や新幹線、大阪国際空港など産業基盤インフラの整った都市として、他地域との比較優位性を活かし産業立地都市とすることが重要だとこれまでも提言してきました。

その内容は、「企業立地促進条例」を改正し、別メニューでの研究開発型や高付加価値型企業など日本のみならず世界的知名度のある企業や可能性を持つ企業の誘致であります。平成20年の条例成立直後に S 製薬が豊中市内に1000人規模の創薬研究所を建設しました。この案件は市が特に誘致に力を入れたわけではありませんが、市にとっては実質的な第1号の大型条例適応企業でもあります。条例適用による開発事業についても「企業はスピードこそ命である」との申し入れを行いましたところ「ワンストップ化による開発事務処理」を実現頂いたことから、S 製薬社長からの感謝の気持ちが前豊中商工会議所会頭を通じて伝達されたことは周知の事実となっています。

また、この企業はこれまでにない新型インフルエンザ治療薬を開発し、厚生労働省が新設した「先駆け審査指定制度」の対象として選ばれ、これまでにないスピードで承認、薬価収載され、あっという間に国内でのトップシェアーとともに世界的新薬として多くのメディアが取り上げ豊中の創薬研究所も知られることとなりました。

そこでお聞きしますが、条例を改正し、別メニューでこうした研究開発型企業や高付加価値型企業の積極的な誘致を進めることで、新規投資や雇用の創出、人口や税収増、豊中市南・西部地域の知名度やブランドカアップにつながると考えますが改めて市の見解をお聞きします。

<答弁>

住工混在問題につきましては、「産業誘導区域」に事業やの立地を誘導し、土地のスプロール化を防止してまいります。また、産業誘導区域の中に、「重点エリア」を設定しまして、操業環境の維持・形成を最優先し、土地利用規制と立地支援施策の拡充について検討して参ります。なお、このエリアは、住宅の立地がほとんどなく、一定の事業所が集積している区域が候補地と考えており、現在、土地・建物の登記状況から、地権者数や土地・建物の所有関係の分析等を進めております。

次に、高付加価値企業の立地につきましては、新規投資や雇用の創出、人口、税収の増

加などにつながるものと考えており、今後、ご指摘の事も踏まえながら、「(仮称)新・産業ビジョン」を策定する中で、展開すべき施策の方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

まず、住工混在問題については産業誘導地域に事業所の立地を誘導し、土地のスプロール化(無秩序な虫食い状態)を防止するとの答弁でした。スプロール化防止に有効なのは、公的機関主導による区画整理であることはよく知られており、これまでも主張してきた通りです。要請から10年近くが経過しましたが、禁煙宣言と同じで「思い立ったが吉日」というべきかもしれません。また、土地のスプロール化を防止するための地区計画には道路付の良し悪しが必須条件ともなりますので十分配慮いただくようお願いしておきます。

次に、研究開発型企業や高付加価値企業の誘致については十分ご理解いただき、「(仮称) 新・産業ビジョン」策定の中で施策の方向性を考えているとの前向きな答弁に期待しますが、 こうした案件の実現には市長や幹部の皆様のトップセールスは勿論のこと、市を挙げての 取り組み強化が不可欠であることを申し添えておきます。

【生ごみの焼却処理量の削減について】

(一問目)

生ごみの焼却処理量の削減について伺います。平成30年3月に、環境部が策定された「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」には、可燃ごみの焼却処理量を、2027年度までに、2016年度実績より8%減量することを目標値として掲げられています。また、個人の削減計画として、市民1人1日当たり、2016年度実績より約28g削減することを目標値として掲げられています。全可燃ごみに占める生ごみの量は、約4割であると伺っていますが、昨年の決算委員会で提案した「ディスポーザ」を普及させることで、かなりの量の生ごみ削減が出来るのではないかと思います。あらためてにはなりますが、ディスポーザとは、生ごみをシンクの下のスペースに入れ、専用の粉砕機で細かく砕いて水と一緒に処理槽へ流し、最終的に公共下水道に流す「生ごみ粉砕機」のことです。ディスポーザを使用することで、生ごみを家庭内に留めず、常に排出処理できるため、虫や悪臭などの発生抑制とともに、生ごみを排出しないことで焼却処理が不要となり、環境負荷の軽減や焼却処理やごみ収集運搬等も含めてコストの削減にも効果があります。そこで、まずは、ディスポーザの設置認可をされている上下水道局にお聞きしますが、現在市内にディスポーザがどの程度設置されているのか教えて下さい。また、設置世帯数は、市内全世帯数のどのくらいの割合になるのかも教えて下さい。

さらに、今後、市内にディスポーザが普及していくと、上下水道局として懸念されることがあれば、教えて下さい。

<答弁>

市内のディスポーザの設置状況でございますが、平成29年度末現在、74の共同住宅等で6,222戸に設置されています。全世帯数に対する割合は3.6パーセントとなります。

次にディスポーザが普及することによる懸念材料についてでございますが、ディスポーザは、排水設備であることから原則個人が維持管理するものとなります。上下水道局では、下水道協会の製品認証を受けた機種であることや適切な維持管理を行うことができると認められるものについて設置を認めています。将来に渡り維持管理が適切に行われていれば問題はないものと考えますが、維持管理を怠ると、建物内の排水管の詰まり、処理槽からの悪臭の発生が懸念され、また、十分な処理がなされないまま公共下水道管路に排出されると、小さな粉砕物が堆積してしまうなど維持管理に支障となることが懸念されます。

(二問目)

ディスポーザを設置し、使用することは、適切な維持管理をしてさえいれば、問題はないとのことですし、先程述べたメリット以外にも、ディスポーザを設置することで、生ごみの排出量が減れば、高齢者等のごみ出しの際の負担軽減や、生ごみを排出する際に水を切る手間が省ける等のメリットもあります。そこで、環境部に伺いますが、ほぼデメリットはなく、様々なメリットが考えられる、ディスポーザの設置を推奨したり、設置補助制度を構築し、生ごみ排出量の抑制につなげてはと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

可燃ごみの減量に関しましては、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」においても食品ごみの減量を推進しており、中でも食品ごみ削減に向けた取組みは、発生抑制の観点から「使い切り」「食べきり」「水切り」の3切り運動の実践とそれを通じた市民への意識づけが重要だと考えております。お尋ねのディスポーザの設置による生ごみの減量効果等は期待できますが、その設置の推奨や補助制度の構築に関しましては、関係部局と連携しながら、他市の実施状況等を調査、研究してまいります。

(意見・要望)

上下水道局の答弁では、ディスポーザの使用については、将来の維持管理が適切に行われていれば、問題はないとのことで、生ごみの減量を目指しておられる環境部として、生ごみの減量効果が期待できるとの見解を示し、特段のデメリットもないディスポーザの設置推奨や補助制度の構築について、他市の実施状況等を調査、研究するとの消極的な答弁には非常に残念でなりません。この件については、続きを委員会で質疑させて頂きたいと思います。

【魅力ある公園づくりの推進について】

(一問目)

公園そのものは、その「存在効果や利用効果」の両面から市や市民にとっては貴重な財産となっています。その効果を市民が最大限享受すべきとこれまで既存公園の再整備や利活用に取り組むべく提言やアイデアの提供を継続してきました。一部で提言を具現化してきたことについては一定の評価をいたします。しかし、本格的な改善や再整備についてはまだまだと言わなければなりません。今回、千里中央公園、千里東町公園、羽鷹池公園、ふれあい緑地の4公園で、公園の活性化や魅力向上のためのアイデアや提案募集のため「サウンディング調査」なるものを実施されました。その概要や調査結果についてお聞かせください。次に、千里中央公園や千里東町公園についてはこれまでにも再整備や利用拡大の提言を行ってきました。今回の調査をどのように生かしていくのか。また、他の公園についても調査後の取り組みについてお聞かせください。

<答弁>

本年1月に実施しました公園のサウンディング調査につきましては、15の民間事業者などからカフェなど飲食店舗の設置や「作る」「食べる」「憩う」をテーマとした体験イベントの開催など公園の活性化や魅力向上のためのアイデアやノウハウをご提案頂いたところでございます。千里中央公園と千里東町公園につきましては、民間活力を活用した柔軟な公園運営や再整備を視野に入れ、今回のサウンディング調査の提案や公園利用者などから寄せられた様々なご意見なども参考にしながら、サクラや竹林などの豊かなみどりや野外すいさん場などの既存ストックの有効活用を検討して参ります。また、羽鷹池公園、ふれあい緑地についても、公園利用者にとっての魅力づくりや事業の実現の可能性などを精査し、公園の活性化に向けて検討を進めてまいります。

(意見・要望)

公園の魅力アップやにぎわい創出に、やっと取り組み始めたというのが率直な感想です。15の民間事業者から様々なご提案をいただいたようですが、ぜひ利用する市民が「わくわく・どきどき」するような魅力的な都市公園に変貌することを期待しています。また、千里中央公園や千里東町公園については、これまでも地元各種団体や千里竹の会の日常的な活動、千里市民フォーラム、豊中 JC などのご協力で賑わい創出にもご協力いただいてきました。今回のサウンディング調査と連携する形で更なる公園の魅力アップにつなげていただけますようお願いいたします。更に、千里中央公園再整備については一部で取り組まれていますが、提言とサウンディング調査のコラボレーションが実現できればと考えます。また、愛着を持って利用いただくための「桜や紅葉の名所」として市民の寄付制度による植樹を提案させて頂きます。この種の成功モデルとしては、千里中央から千里中央公園に至る「こぼれびどおり」が市民の長年の努力により実現しています。地域住民の浄財と汗により実現した「アジサイ通り」は地元での人気スポットとなっています。この貴重な成功体験をぜひ、千里中央公園の「桜と紅葉の名所」として実現いただくことをお願いしておきます。

【老人施設について】

(一問目)

地域密着型養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム(新千里北町、新千里南町) 入札不調から何を学ぶのか。大阪府や事業者努力に頼るだけでなく豊中市として何が 出来るのかについてお聞きします。

この問題の直近の議論では、新千里北町、南町の府営住宅跡地の一部利用については 三度の公募が実施されましたが、いずれも応募なしということでこの事業スキーム自体に 根本的な欠陥があるのではないかと考えています。そもそも社会福祉法人は福祉を担うた めの公共性の高い法人と位置付けられ、利益を主目的としない非営利団体であることから、 補助金や非課税措置の優遇を受けている法人です。当然に利益率も低く高収益を上げる 体質でもなければ業種でもありません。そうした状況下で近年の経営状況の厳しさは周知 の事実となっています。こうした中でこの事業については、新千里北町で5.5億円、新千里 南町で3.8億円にも上る用地購入が条件となっています。かつての高度経済成長期や 土地神話が成り立つ時代ならともかく、人口減少社会の到来によるピークアウト後の撤退リ スクや経済のプラス成長すら懸念される厳しい時代に手持ち資金はもちろん銀行借り入れ を起こして、直接収益源にもならない土地購入が条件となったこの事業に魅力を感じない 事業者の判断は当然とも言え社会福祉法人の監督官庁でもある大阪府の行政としての 感覚が到底理解できません。前回12月議会での他会派への答弁では、事業者負担の 軽減を図るべく大阪府との再交渉や想定サービスについて事業者の意欲を喚起すべく 要件の見直しについても答弁をされましたが、具体的な内容等については触れられません でしたので、提言の意味も含め何点かにわたってお聞きします。この事業は一定の期間、 特定の場所での利活用を主目的とした施策利用として供することが重要であることから、 事業者には上物を含めたソフト・ハード両面にわたり経営資源を集中できるシステムが 最適であり、土地取得が条件となっている現在の事業スキームが適切なのか、はなはだ 疑問と考えますが市としての見解をお聞きします。これまでの答弁をお聞きしていても、 大阪府頼みの事業計画であって豊中市自身の積極的な姿勢が伺えません。市はこれまで この事業を実現するためどのような努力をされてきたのかお聞かせください。高齢化率 21パーセントを超える超高齢化社会に突入した今、この福祉政策が時間との競争の側面 を持つ中で、三度も応募なしということは結果として大阪府も豊中市も自治体としての役割 を果たせないまま時間だけが経過したと言わなければなりません。あえて申し上げますが、 「努力している」は決して免罪符にはならず、適時、適切な結果を出すことによってこそ市民 福祉の向上や行政としての役割を果たすことになります。豊中市として「何をするのか」 具体的な提案や手法についてお聞かせください。

<答弁>

本事業は、平成25年3月に大阪府と本市が共同で策定した「まちづくり基本構想」に基づくものです。その際、府は「有償譲渡」を、本市は「第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に掲げる介護保険施設等の整備を前提に合意しました。しかしながら、本市は厳しい現状を踏まえ、施設整備に向けた府との協議をさらに重ねているところです。

本市としても事業者へのアンケート調査や複数回のヒアリングを実施し、希望する事業者が

少ないと見込まれるサービスを必須から選択制にしたり、希望の多いサービスについては 府とも調整しながら計画の範囲内で可能な限り上乗せしたりしました。加えて、事業者の声 をまとめて府に伝えることで、より前向きな協議内容となるよう努めてまいりました。

現在、具体的な提案や手法については、府と協議中です。もちろん、府の対応のみに頼るのではなく、本市独自で出来ることはないのか、更なる検討を続けてまいります。

(意見・要望)

現在、大阪府との合意事項に基づき交渉過程であることを考慮しても答弁からは期待の持てる内容はお聞きできませんでした。大阪府と本市が共同策定した「まちづくり基本構想」によるものであることは理解しますし、本市の「第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」による介護保険施設等の整備を前提とした合意についてもわかります。しかし質問でも申し上げたように、この事業は千里ニュータウンという特定地域での必要な時期に事業者が最高の福祉サービスを提供いただく事業であります。事業者が持つ経営資源を集中投資するためにも、土地購入にかかる負担や役割を終えたときの様々なリスクを負わせるべきではありませんし、将来の土地含み益を期待させる必要もありません。

これは市民福祉だけでなく、府民福祉であることも大阪府に対し粘り強く説得いただくことが必要だし、事業採算に合った定期借地契約なども含めて豊中選出府議会議員の協力が必要であることも申し添えておきます。更に、事業者へのアンケートやヒアリングを通して具体的進展に努力されてきたことは理解しますが、府の用地ありきの手法も実現を遅延させている要因ではないでしょうか。今後については、再度の府に対するこの事業の原理原則を丁寧に説明しお願いするとともに、千里ニュータウン内にある市の施設の建替えや統廃合での利活用、大量に空き家が発生している UR 都市機構との連携協議など、第2、第3の道を選択肢として広げることで、この事業に後れをきたさないようお願いし意見といたします。

【民泊の規制について】

(一問目)

昨年の6月に住宅宿泊事業法が施行され、いわゆる民泊が住宅地においても運営できる ようになりました。私どもの元へも民泊に関する相談が寄せられるようになりました。12月 議会の議論では、市はアンケート調査をしないということでしたのでこちらで実施してみまし た。回答は少ないですが、一つの傾向が浮かび上がりました。それは、管理人不在型の 民泊に対する懸念であります。空き家の利活用につながる可能性もあり、肯定的にとらえ ている市民も多く存在します。一方、住宅地に設置できるため住環境の悪化に対する懸念 の声も多く聞かれました。その中でも、特に管理の行き届かないものや、管理者が不在型 の民泊に対する懸念の声は、民泊を肯定的にとらえている人からも聞こえてきました。住宅 宿泊事業法から、豊中市は府と協議したうえで事務を処理することになれば条例で制限を かけることができるようになりますが、府の担当部署に問い合わせたところ、豊中市は 『現在のところ、住宅宿泊事業の事務を処理する意思はない、住宅地の環境を包括的に 守る観点で、必要な地区については住民意思に基づき個別に地区計画で対応している』と いう回答だったと教えてもらいました。先の市民の声から考えると、一律に民泊を制限する のではなく、事業者自ら居住し管理運営するものについては容認し、管理者が不在となる 運営方法の民泊を規制することが現段階で最低限求められているのではないかと思いま す。住民発意の地区計画によるルール作りの中で民泊を制限する地区がありますが、 本則的には住宅宿泊事業法の規定に従い、事務の権限移譲を大阪府から受けたうえで 市民の声に対応する体制を整えるべきと考えますが市の見解をお聞かせください。

<答弁>

家主不在型民泊についてですが、住宅宿泊事業法では、事業者は国土交通大臣の登録を受けた住宅宿泊管理業者への管理委託を義務付けられており、その中で、衛生の確保や宿泊者名簿の備え付けなど、民泊の適正な運営の詳細な責務が定められております。そのため、国は合理的な利用が無い限りは、原則として家主居住型と家主不在型を区分して事業の制限を行うことは適切でないとしております。さらに、大阪府のガイドラインでは、周辺住民からの苦情対応等についても深夜早朝を問わず24時間体制で対応し、10分程度で駆けつけることができる事業の運営を求めております。このように事業者などの責務が定められているため、本市においては、大阪府と同様に『民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図りながら経済効果を拡げる』という観点からも、事業の制限を設けることなく、法を適用することとしております。そのため、大阪府からの権限移譲については、現時点では考えておりません。また、規制の必要性については、法の見直し等今後とも注視してまいります。

(意見・要望)

旅館業法に基づく宿泊施設に関する権限を持っている保健所が住宅宿泊事業法に基づく 民泊についても一体的に運用するほうがわかりやすく、権限違いによるたらいまわしになる 恐れはなくなると思います。事務負担の増加はありますが、ぜひとも市民の声に寄り添った 運用となるよう、権限移譲をご検討いただくよう要望いたします。

【児童館的機能及び人権まちづくりセンターの児童館機能について】 (一問目)

人権まちづくりセンターの位置づけの変更に伴い、児童館がなくなるということで12月議会で議論になりましたが、子どもの居場所づくりという観点で質問します。転入したての子育て世代の市民からは『豊中には児童館はないのですか?』という声をよく耳にします。子育て支援センターで対象としているこどもよりはもう少し大きい年齢の子どもたちを対象とした施設が豊中には少ないように思われます。放課後こどもクラブなどではない、小学生程度を対象とした児童館的機能について市としてどのように考えておられるかお聞かせください。併せて、現に存在する人権まちづくりセンターの児童館機能について、今日的な市民ニーズから言えば、その機能としては何らかの形で存続を図るべきと考えますが市の考えをお聞かせください。

<答弁>

子どもの居場所につきましては、子どもが安全・安心して過ごせる場所であることや子ども同士の関わりや大人との交流、遊びや学びなど様々な体験、活動を通して自己肯定感や社会性が醸成される場であることが重要と考えております。特に、地域の大人や団体が関わることが大切であり、見守り活動も含め地域力を生かした身近な場所での安全・安心な居場所づくりとして、学校を拠点とした地域子ども教室をはじめ、子ども食堂を軸とした「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」や放課後の居場所づくりなどに取り組んでおります。また、現在実施している「子どもの居場所づくりに関する地域資源調査」の結果などを踏まえ、地域の状況に応じたい場所づくりや全市的なネットワークづくりを進めていく中で、児童館的機能についても検討してまいります。

人権まちづくりセンターは、2020年度から人権平和センター条例による運営となります。 これまで取り組んできた、子どもに関する事業と機能については、「今日的な課題である配慮 を必要とする児童、生徒への対応」という観点を大切にして、内容を検討し、効果的な展開 を図って参りたいと考えております。

(意見・要望)

人権まちづくりセンターの児童館機能は、今日的な子どもの居場所づくりのニーズとは別視点で機能再編していくなかで施策展開されていくことに一定理解いたします。一方で、子育て世代からのニーズとして子どもの居場所づくりはますます高まっていくと思われます。その際に、必ずしも箱モノとしての児童館が必要なのではなく、児童館的機能を既存の市有施設を複合化・多機能化する中で、あるいは地域ですでに行われている子ども向けの市民活動などと連携して組み込んでいく視点が必要ではないかと考えます。これから調査もされるということですのでぜひ前向きな検討をお願いしておきたいと思います。

【子育て安心プランの策定・推進について】

(一問目)

「子育て安心プラン」の中にある「教育・保育の環境ガイドライン」は、他市にはない先駆的な取り組みと聞いておりますが、この「教育・保育の環境ガイドライン」作成の手法やその概要、活用方法等についてお聞かせください。

<答弁>

「教育保育の環境ガイドライン」については、本市で就学前児童の教育・保育を提供する施設が公立も民間も含め、施設形態に関わらず、教育・保育のプロセスの質の評価などができるよう、環境に視点をおいてスケールを作成するため、公民協働で検討を進めてきたものです。作成にあたっては、本市では運営を行う、公立こども園、民間の認定こども園、保育所、小規模保育事業者からそれぞれ、代表者を選出し、平成29年5月に作業部会を設置し、こども審議会の委員や学識経験者からの意見なども参考に議論を深めてまいりました。

ガイドラインは民間施設での試行を経て、今年度末に完成を予定しており、今後の活用方法については、研修会で周知するとともに、新規開設園などには、巡回により相談、助言を行うなど、実効性のあるものとして活用を図って参ります。

(二問目)

答弁によりますと、「教育保育の環境ガイドライン」については、公立、民間、施設形態を問わず、教育・保育のプロセスの質の評価が出来るよう「ものさし」を作るということのようですが、その内容について詳細をお聞かせください。次に、様々な園がもつ違った条件の中での「ものさし」づくりについては、合意形成されるものが優先され、それぞれの園が持つ特徴や個性、その園ならではの良さが排除されてしまうのではないか。適切な表現ではないかもしれませんが、最大公約数的手法となり管理する側の都合が優先されるのではないかと考えますが見解をお聞かせください。

<答弁>

環境ガイドラインは、保育のプロセスにおいて子どもたちに必要なことが守られているかどうかをチェックするもので、モノや場所、時間等の環境が用意されているかについて確認する 物的環境と、一人一人の子どもに応じた援助や大人や友達との関係などについて確認する人的環境の両面から評価が出来るよう項目を設定しています。また、構成ついては、こどもの年齢による発達に考慮し、乳児編と幼児編に分けており、評価だけで終わるのではなく、できていない点について園全体で課題をクリアする手立てを検討し、より良い保育の提供につなげていくことをめざします。ガイドラインは、豊中市内の就学前施設の園評価として統一基準を示すものですが、その目的が園としての総合的な課題を見つけるものであり、それぞれの園が持つ特徴や個性に影響を与えるものではないと考えています。

(意見・要望)

環境ガイドラインの説明については、物的環境と人的環境の両面からの評価設定であり、よりよい保育環境の提供を主目的としている。また、施設形態等にも関係なく、それぞれの

園の特徴に影響を与えない、没個性につながらないということで理解を致しましたので、 よろしくお願いいたします。

【神崎川橋上駅設置構想と地域活性化について】

(一問目)

神崎川駅周辺の防潮浸水対策として神崎川駅の橋上化は喫緊の課題として以前よりわが会派で訴かけてきたところであり、取り組みが進んでいくことは歓迎するところであります。今回の施政方針では橋上駅設置構想を単なる浸水対策ではなく地域の活性化も目的としてとらえておられますが、具体的にどのような方向性を考えておられるのかお聞かせください。

<答弁>

地域の活性化に関しましては、地域の核となる神崎川周辺のまちづくりのあり方についての検討が先ず必要と考えております。そのため、まずはまちの課題について意見交換を行う場の設置について、大阪府や大阪市、阪急電鉄など、関係機関への働きかけをおこなっているところでございます。豊中市におきましては、交通結節機能の強化など、駅前広場の整備や大半が未整備となっている都市計画神崎川公園の整備の方向性、駅周辺の土地利用のあり方などについての検討を進めていく必要があるものと考えております。

(意見・要望)

神崎川駅の防災上の課題解決とともに、南西部の活性化につながる取り組みにしていくことは、今、南部地域の課題解決に様々な部署で取り組んでおられますが、それらとの相乗効果で地域住民の皆さんにとってプラスのイメージで受け入れられると思います。また、このことによって民間の南部地域への投資意欲も醸成される可能性もあり、飛躍的に変化していく可能性を秘めていると感じています。取り組みを肯定的に評価させていただくと同時に、できうるならば、駅周辺のまちづくりのあり方について地域住民の声が反映される仕組みづくりを要望しておきます。

【豊中駅・服部天神駅周辺整備の取り組み内容とスケジュールについて】 (一問目)

施政方針で豊中駅・服部天神駅周辺の整備や再整備構想について言及されました。 両駅周辺における取組の方向性やスケジュールについてお聞かせください。

<答弁>

豊中駅周辺につきましては、商業・業務の中心となる都市拠点として、にぎわいと魅力ある都市空間の形成を図るため、平成9年に市が策定した豊中駅前のまちづくりについての基本方針をベースに、駅周辺の再整備構想の策定を目指すものでございます。スケジュールにつきましては、次年度はまちづくり協議会など、地域の方々との議論を行いながら、アンケート調査や現状での交通量調査、まちの活性化に向けた再整備のあり方等の検討を進め、構想策定の時期と致しましては、現時点におきましては、平成32年度中を目途としているところでございます。

服部天神駅周辺につきましては、駅前の顔としての魅力的な広場空間の創出や駅利用者の安全性、利便性の確保など、交通結節機能の強化を図るため、地権者の近接移転が可能な土地区画整理事業を活用し、駅前広場の整備を進めようとするものでございます。スケジュールにつきましては、関係機関や関係権利者などとの調整に要する期間にもよりますが、次年度に駅前広場や土地区画整理事業の計画の作成、32年度に関係権利者の合意、33年度から34年度にかけて、移転補償交渉などを行い、最短で平成36年度の事業完了を目指しているところでございます。

(二問目)

内容やスケジュールについてはわかりました。豊中駅も服部天神駅も長らく目に見えた 進展がなかった地域であります。丁寧な説明をしながら着実な取り組みを要望しておきます。 服部天神駅周辺については再度伺います。駅北側に東西に走る大阪府決定の都市計画 道路服部利倉線があります。平成26年に大阪府決定の都市計画道路の大幅な廃止・ 見直しがありましたが、この服部利倉線についてはその際にも廃止されることなく存続して おります。今、服部天神駅前整備が進んでいこうとしているわけですが、余勢をかってこの 都市計画道路について本格的に取り組んでいくべきタイミングが近づいてきているのでは ないかと思いますが、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

都市計画道路服部利倉線の整備についてでございますが、道路管理者である大阪府池田 土木事務所に確認をしましたところ、『計画幅員での道路整備については、多数の権利者の 合意形成と、多額の事業費を要することから、当面の事業化は困難であります。ただし、 阪急西側線から大阪池田線までの区間は、空港の移転補償跡地などの利用や、交通安全 事業により一部区間を除いて歩道整備が完了しています。』との回答でありました。

市としましては、今後、服部天神駅前広場の整備に合わせて、都市計画道路と駅前広場との接続について、大阪府池田土木事務所と協働・調整を行う予定であり、阪急宝塚線から阪急西側線までの区間については、駅へのアクセス路の観点からも、引き続き早期整備の

要望をしてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

ご答弁からは、残念ながら府の判断としては今のところ現状維持といった印象を受けました。平成26年に府決定都市計画道路の大量廃止があったにもかかわらず、この服部利倉線は計画として存続しました。これは服部天神駅周辺の整備が進捗する可能性が出てきたからこそ存続した計画と認識しております。

今回、駅前整備に当たって、区画整理事業の手法を使うということも予定されているとのことであり、市の本気度が感じられます。都市計画事業は長期的視点で取り組まなければ進まない事業であり、また、タイミングを逃すと困難さが増してくるものでもあります。ぜひとも、タイミングを逃すことがないよう、府にしっかりと働きかけ、市の事業進捗に併せて取り組みを進めてもらうよう積極的に働きかけていただくことを要望しておきます。

【千里中央地区の再整備推進状況について】

(一問目)

H2O リテイリングから千里阪急百貨店とセルシーとの一体開発計画が発表されてからほぼ1年以上が経過しました。その後は、情報提供もなく地域住民の落胆とともに千里中央の商圏としての魅力はセルシーの建物劣化とともに日々低下し、北摂での商業地としての絶対的な強みがこのままでは、「風前の灯」と言っても過言ではありません。

そこでお聞きしますが今回、駅前広場の再整備に合わせて総合的なまちづくりに着手しなければ機を逸してしまうと思うのですが、駅西側も含めて再整備の検討状況はどのようになっているのかお聞かせください。特に今回の再整備については、どこに問題がありどうしようとしているのか、議論の概要をお聞かせください。

<答弁>

千里中央地区の再整備につきましては、昨年公表いたしました「千里中央地区活性化基本計画」の中間とりまとめにおきまして、駅西側を含む「東町中央ゾーン」を交通施設と商業施設等の一体的な再整備を官民協働で進めるエリアとしております。交通の課題や民間の施設更新の課題などに官民が連携して取り組むことにより、相乗効果が得られ、千里中央地区全体の魅力が向上すると考えております。民間事業者も総論については賛成であるものの、事業上、競合する部分や利害関係が生じる部分もあり、これまでも、行政が仲介役を担い、検討を進めてきております。今後も実現化に向け、行政と関係地権者で役割分担や事業手法など、具体的な再整備に向けた検討を進めてまいります。

(意見・要望)

千里中央駅西側を含む「東町中央ゾーン」全体が再整備の対象となり、官民協働の一体整備が進みつつあることは朗報ではありますが、民間各事業者間の利害調整は最大の課題です。ここで大切なのはこの再整備事業がゼロサム評価の中で、各事業者が引くに引けない関係になることです。

こうした場合は、行政が仲介役を果たす中で、国の制度利用や規制緩和、再整備事業設計での全体価値の上昇等を通じて、各事業者間でウイン・ウインの状況をどこまで作れるかにかかっています。当然、各施設の配置や拡幅を含めた道路状況、デッキスタイルの増床や利便性アップなど、多くのことが考えられます。千里ニュータウン再生推進課の手腕と努力、調整力にも期待しています。

【耐震性が不足するマンションの建替えについて】

(一問目)

平成26年にマンション建替え円滑化法が改正され、市でもマンション建替え型総合設計制度許可の取り扱い要領を作成中だとお聞きしています。この制度に基づく建替えは、全国にまだ2例しかないと聞いており、実際に制度を活用するにあたっては多くの課題があると考えられます。

そこで3点にわたってお聞きします。

この法律改正の目的は何か。また、豊中市ではこの制度をどのように活用していくお考えか、この制度を活用したとしても、マンションの建替えには、権利者間の合意形成や近隣住民との調整など、様々な困難な課題があると考えます。市として、老朽化したマンションの安全性を確保するために、どのように取り組んでいくのかお聞きします。この制度を利用したマンションの建替えの近隣事前説明が豊中市内でも始まろうとしています。前段でも申し上げたように課題も多くハードルが非常に高い法律でもあることから、正確で丁寧な説明を行わなければ過大な期待や地域での混乱を招くことにもなります。市としてどのような指導をされるのかお聞かせください。

<答弁>

1点目の法改正の目的についてでございますが、平成26年のマンション建て替え円滑化法の改正は、耐震性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を目的としたものです。そして、この改正により創設された「マンション建替型総合設計制度」は、耐震性不足の認定を受けた分譲マンションの建替えにおいて、敷地内に一定割合以上の空地、いわゆる公開空地を確保し、市街地の環境改善に資する建築計画について、市の許可により容積率制限の緩和が可能となる制度です。本市においてもこの制度の取扱要領を策定し、分譲マンションの耐震化の選択肢の一つとしてこの制度が活用できるように進めているところです。

2点目の市の老朽化マンションに対する取り組みについてでございますが、ご指摘の通りマンションの建替えの実現には大変多くの課題があることから、市としては、建替えに関する様々な制度のほか、耐震改修などに関しても幅広く情報提供を行うなどにより、マンション所有者の支援に努めてまいります。

3点目の「マンション建替型総合設計制度」の活用に係る市の対応でございますが、この制度の運用につきましては、周辺環境との調和を図るため、公開空地の設置に加え、居住環境への配慮や防災力の強化を許可条件とし進めていくこととしておりますので、制度を活用しようとするマンションの所有者には十分な説明を行うとともに、周辺住民に理解を得ながら進めるよう促してまいります。

(意見・要望)

法の改正目的については理解をいたしました。耐震性が不足する分譲マンションの建替えが、いくつもの厳しい条件が付きながらも容積率の緩和をテコに建替え促進を狙ったものですが、質問でも申し上げたように全国的にもほとんど例がないという厳しいものです。 特に既存の分譲マンションの多くは建替え前の敷地や容積率に余剰がない場合が多い こと。容積率緩和による高さや増床分が日影等の規制に影響されること。また、答弁でも指摘のあった周辺環境との調和から、公開空地の設置や防災力強化が許可条件、内部での権利調整も加わり、限りなく高いハードルとバリアがあるということであります。しかし、こうした厳しい条件下でも「容積率5割アップ」という耳障りのいい魔力だけが前面に出され、過大な期待を持たせていることが問題です。市としては当事者だけでなく、多くの市民に対しても「建替え説明会」等においては正確で丁寧な誤解のない説明の指導に注意すべきだと申し上げておきます。

【道路損傷等通報アプリについて】

(一問目)

道路損傷等通報アプリ「まちカメくん」について伺います。平成29年10月に運用が開始されたまちカメくんですが、一年以上が経過して、これまでの利用状況について、アプリの登録者数、通報件数などとともに、具体的に通報内容で多い事例なども含めて、教えて下さい。また、アプリを導入したことによる効果、見えてきた課題などがあれば教えて下さい。

<答弁>

道路通報アプリの現在の利用状況でありますが、アプリを試験導入した平成29年10月2日から平成31年1月31日までに、ダウンロードした登録者数は1019人、通報件数は450件となっています。通報内容で多い事例としては、舗装に関する通報が102件と全体の約4分の1を占めているほか、照明施設に関する通報が68件、カーブミラーに関する通報が56件、その他、側溝、車止め、路面標示の不具合などが186件となっており、道路に関するものが全体の約9割を占めております。

次に、道路通報アプリの効果でありますが、損傷個所を写真で確認できることや、GPS機能によりその場所を正確に把握できることから、迅速な修繕が可能となり、職員の事務負担を低減できたと考えております。また、土曜・日曜や時間外などの閉庁時においても通報することができることから、市民の利便性が向上しているものと考えております。

一方、課題としましては、道路の損傷や不具合の通報以外に、防犯灯やカーブミラーなどの新設要望として利用されることや、通報者がGPS機能の設定を間違えた場合に、確認する手段が電話ではなくメールであることから、速やかに対応が出来なかったことなどが挙げられます。

(二問目)

これまでは、道路の損傷やカーブミラーが見えにくいなど、その多くは、道路に関して不具合があった場合に、通報してもらうものとして活用がされてきたようですが、市民の方々が道路の不具合以外にも、生活上で支障や課題と思われる事例に遭遇したり、発見したりすることがあるかと思います。例えば、不法投棄や放置自転車、動物の死骸、違法な掲示板や構造物など様々あるかと思いますが、道路の不具合と同様に、このアプリを活用して、市民の方々に通報して頂くことで、市として気が付かなかった課題や問題に迅速に対応できるとともに、市民にとっても利便性が向上すると思いますが、今述べたような形での、まちカメくんの運用拡大について、今後の展開を教えて下さい。

<答弁>

運用の拡充につきましては、現在、関係部局と調整を進めており、都市基盤部においては 水路課が、環境部においては公園みどり推進課と美化推進課が、上下水道局においては 水道維持課が平成31年4月1日から新たに参画する予定となっております。これにより、 水路が損傷している、公園の遊具が壊れている、道路にごみが不法投棄されている、舗装 の下から漏水している、などの不具合についても迅速な対応が可能となり、市民サービスの

更なる向上に寄与できるものと考えております。

(意見・要望)

来年度から、通報アプリ「まちカメくん」の運用拡大されることについては、評価しておきます。ただ、まだまだ、アプリの存在を知らない市民の方が少なくないように思います。より多くの方にアプリを活用して頂くことで、職員の更なる事務負担の軽減や通信費等の経費の削減などが図れると思いますので、運用拡大に合わせて、より多くの方々にアプリの存在を知って頂くとともに、市民の方々にアプリを使用して市に対して通報して頂けるよう、広報紙での周知、啓発に合わせて、公式ツイッター等でも情報発信をして頂くなど、周知、啓発に力を入れて頂きたいと強く要望しておきます。

【千里中央駅前広場再整備事業について】

(一問目)

この事業については、先ほどの H2O リテイリングやセルシー等の再整備事業と違って「駅前広場」という公共的空間であり、豊中市も地権者として十分腕を振るえる事業であると考えます。千里中央は北大阪の新都心であり豊中の顔でもあることから、市民や利用者にとってのインパクトや話題性、みんなに愛される場所であることが大切です。過大なプレッシャーを与えるつもりはありませんが、この問題は都市基盤部を中心とした豊中市の総合力が試されていると考えますが見解をお聞かせください。

<答弁>

千里中央駅前広場や公共的空間には、街の顔となるシンボル的空間や交流・賑わい創出機能としての広場の魅力に欠けることや乗継利便性が悪い、バリアがある、バス乗降場が分散しているなどの課題があることから、今回の再整備では、市の所有地を有効に活用することと合わせて、関係企業に対しては、商業施設の機能更新だけを行うのではなく、公共貢献として、バスターミナル機能の強化や、バリアフリー化された歩行者ネットワークの拡充などを求め、交通機能の再編について検討して参りたいと考えております。

(意見・要望)

駅の顔としての現在の千里中央駅前広場については、ご指摘の通りで全く同感ですが、50年以上前の設計であることを考えれば、マイナーチェンジはありましたが、現在の姿も致し方ない面もあります。しかし、今回の再整備については今後の50年は魅力的な駅前広場としてしっかり機能させることが重要です。商業施設の再整備と違って、市は地権者であり公共交通のグランドデザインを描く中心的存在です。答弁でも述べられた内容をもとにしっかり取り組んでいただくようお願いしておきます。更に申し上げておきたいのは、千里中央地区商業地は全体面積が狭い中での一日の乗降客や利用者数が多すぎることでもあります。そのためには、中央部分への車の乗り入れ制限や道路拡幅、車動線の整理など課題も山積しています。また、今後の車社会を考えた場合、デマンド型乗り合いやウーバータクシー、全自動運転車の普及、更に、乗用車だけでなく路線バスについても電動化の波は避けて通れません。新時代の到来と時代変化に対応可能な柔軟設計が求められていることも指摘しておきます。

【基金の保管、運用について】

(一問目)

積立基金は、日々の支払いに充てる歳計現金と違い、長期運用が可能な資金です。今回、基金積立条例を改正し、債券運用も可能とすることは、安全性や流動性の確保に支障がない限り、理にかなった当然のものと考えています。ただ、実際にこれから債券運用を検討されるにあたって、いくつか確認しておきたいと思います。

- 1. 運用資金の確保についてです。本市の一つひとつの基金残高は多くはありません。また、かつてないほどの超低金利の運用環境であり、債券運用では、短期・中期では現在は利回り確保はできず、長期の視点が必要です。そうした中で、長期間の運用資金を確保するためには、14ある積立基金を、一つひとつの基金単位で考えるのではなく、お金に色はついてないのですから、実際の現金の保管、運用の場面では、一つにまとめて運用することで、余剰資金を生み出すことができるはずです。この点について、市の考え方をお聞かせください。
- 2. 金利動向についてですが、昨年末の米国金利の先行き不安から長期金利の利上げ 観測が後退し、日本でも2月以降、長期金利の指標となる新発10年物国債の利回りが マイナス圏に低迷しています。当面はまだまだこのような状態が続くとの観測が多い中で、 具体的にどんな銘柄をどれくらいの規模で運用されるのかお聞かせください。
- 3. この問題については何年も前から提言していた内容です。なぜ今までこの条例改正ができなかったのか、その理由も含めてお聞かせください。

<答弁>

基金の一括運用につきましては、個別の基金の支払いニーズに随時対応しながらも、 長期運用のための余剰資金を生み出すことが出来るため、債券運用は効果的な運用形態 であると認識しております。事務の効率化も見込めることから、本市としても導入に向け検討 をすすめてまいります。

次に、債権の銘柄につきまして、ご指摘の通り、新発10年物国債ではマイナスの利回りが続いている状況ですが、国債と同等の安全性を有するとされる地方債では、平成31年2月発行分の実績を見ますと、10年物では0.14%程度、20年物では0.47%程度の利率がつけられています。このため、近年は運用先として地方債を選択する自治体も多くなってきておりますが、銘柄の選択は、運用直前の金利の動向にも左右されることから、本市としましては、地方債をはじめ、高い安全性を有する金融商品の金利動向を注視しながら、安全性の確保を前提に、的確なタイミングで適切な銘柄の選択に努めてまいります。

運用の規模につきましても、その時点の資金量や金利の動向を踏まえて判断する必要が ございますが、現在市で検討している所では、債券運用を行っても日々の資金繰りに支障の ない範囲、現時点での基金全体残高の2%~3%程度を想定しているところです。

最後に、条例改正の提案が今になった理由についてですが、債権は中途解約リスクを内包しており、運用にあたっては債権に係る知識の習得や他市事例の分析、長期運用に備えた歳計現金への短期資金調達の目途など、十分な期間をかけて検討する必要があることから、一定の検討を経て、今回、実際に運用を試みようとするものです。

(意見・要望)

丁寧なご答弁をいただき、この問題に対する市のスタンスもよくわかりました。この問題を取り上げてから数年が経ちましたが、条例提案が今になった理由としては慎重の上にも慎重を期した、「石橋をたたいてやっと渡った」というのが正直なところでしょうか。私の記憶では基金全体では130億円以上の規模であったと思いますが、答弁では債券運用可能なものは基金全体残高の2~3%、利率が最大でも0.47%%ということで、決して大きな金利収入になるわけではありません。しかし、ここで大切なのは、入りにしても出費コストにしても「乾いた雑巾を絞るがごとく」のひたむきな努力が大切であって、そういう意味からも、今回の条例改正が市政に関わる全ての人や各部署へのアナウンスメント効果となることを期待しています。

【病床率の病院経営に及ぼす影響について】

(一問目)

日頃より市民の安心安全に医療面で貢献いただいている市立豊中病院ですが、最近の病床利用率が低下傾向にあると認識しております。これは、病院の安定的な経営にも影響を及ぼす重大な兆候として注視していく必要があると考えています。そこでまずは、この病床利用率が低下している原因についてどのように分析しているか見解をお聞かせください。全体平均として低下している病床利用率ですが、診療科ごとに見た場合、利用率にはかなりのばらつきがありますがこの原因はなぜなのか見解をお聞かせください。また、ここ数年の動向を見た場合、病床利用率が高い傾向にある診療科、あるいは低い傾向にある診療科が固定化されているように見て取れますが、これらを平準化する必要はないのか見解をお聞かせください

<答弁>

高齢化社会の進展に伴い医療需要の増大が見込まれる中、医療機能の分化と連携による効率化が求められています。そのような中、当院は急性期医療を担う地域の中核病院として、在院日数の適正化、短縮化に取り組んでおります。病床利用率が低下している原因につきましては、全国的な傾向ではございますが、在院日数の短縮化により述べ入院患者数が減少したことによるものです。

また、診療科ごとの利用率につきましては、現在、どの診療科でも空き病床を柔軟に活用できる運用としておりますが、平成9年の現病院設立時に設定した診療科別病床数をベースとして算定していることから、利用率にばらつきが生じているものです。

今後は現状の病床運用及び将来の方向性を踏まえ、引き続き診療科別の病床再編について検討して参ります。

(意見・要望)

病床利用率の低下の原因は理解できました。一方で新規入院患者の受け入れが進んでいけば利用率は上昇するはずであり、このあたりに改善の余地があると見込まれますので引き続き取り組みを要望しておきます。病床利用率の診療科ごとのばらつきや利用率の固定化傾向は、現病院設立時の設定と現在の使い方に開きが出てきたためということであり、病床再編の必要性は認識されていると理解いたしました。これからも、市民の安心・安全のため、安定的な経営が図られるようご尽力いただくことを要望いたします。

【教育現場へのAIの活用について】

(一問目)

教育現場へのAIの活用について伺います。中学生たちは、定期テスト、実力テスト、全国学力学習状況調査、チャレンジテストなど、様々な試験を受けていますが、生徒一人一人の学力や習熟度、理解度などをそれらのテスト結果から的確かつ正確に、学校現場の先生方は把握できているのでしょうか。そこで、各テストの結果をAIに分析させることで、教職員が生徒の学力や習熟度を適切に把握でき、より効果的かつ効率的で、個々の生徒に応じたカリキュラムの作成が可能になるのではないかと考えますが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。また、カリキュラムの作成もAIに委ねることができれば、教職員の負担軽減につながるとともに、教職員が生徒たちと接する時間、向き合える時間が増やせるのではないかとも思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

各中学校におきましては、それぞれのテストや調査の目的を踏まえ、その結果から、生徒の 学習状況の把握や分析を適切に行い、生徒の学力や学習意欲の向上とともに、指導方法 の工夫・改善に結びつけることに努めております。

学校におけるAI、人工知能の活用につきましては、効果的な学習支援や教職員の効率的な働き方につながる可能性があると考えておりますが、現時点における教育現場でのAI、人工知能の活用は、実証段階にあるものが多く、実用化につきましては更なる検討が必要と認識しております。引き続き、その技術の進展を見据え、国や先進自治体の動向を注視しながら、研究に努めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

現時点では、教育現場でのAIの活用については、調査や検討がまだまだ必要なのかもしれませんが、教職員の方々が行っているテストや調査の結果の分析を、AIの活用により、より効率的に分析できたり、分析に留まらず、個々の生徒に応じた効果的な学習法やカリキュラムが瞬時に作成できたりするなど、様々な可能性が期待できます。また、個々の生徒の学習状況の把握や分析、カリキュラムの作成等に費やしていた手間や時間が省けたら、教職員の方々の負担軽減につながるとともに、子どもたちと向き合える時間が確保できるようになるといった効果も期待できます。是非とも、今後もAIの技術の進展や他自治体等での活用状況を注視して頂き、近い将来の活用に向けて積極的に取り組んで頂きたいと要望しておきます。

【魅力ある学校づくりについて】

(一問目)

庄内地域における魅力ある学校づくりについてお聞きします。31年度にいよいよ仮称 北校の実施設計に取り組まれます。その進捗を期待する所です。本市初となる小中一貫校 が整備され、子どもたちの教育環境が大きく変化しようとしている所ですが、この整備事業 は今までの様に単に校舎をつくりそこで学ぶ施設だけではなく学校設備の近代化はもちろ んのこと、小中9年間を通して人格形成や学習指導等にむけて特色のある学校教育の場 であると考えます。いくら建物が新しく立派になってもそこで学ぶ子どもたちを指導する先生 方の熱意と情熱、創意工夫が最も必要不可欠と考えます。また、「魅力ある学校」とある わけですから学校運営における魅力ある特色や特徴をどのようにするのかが問われてい ると思います。そこで仮称北校での学校運営における特徴や特色をどのようにして魅力 ある学校とするためにどのような組織で話し合われているのか。また、それにむけての 具体的な取り組みは現在どのように進んでいるのかおたずねします。

<答弁>

魅力ある学校づくりについてですが、義務教育学校として整備する(仮称)北校及び南校では、9年間を見通して、発達段階に応じた柔軟な学年段階の区切りの設定や、系統的で一貫性のある学習指導、小学校高学年からの教科担任制の導入、様々な異学年交流の工夫などが可能になると考えています。

これらの内容について、現在、庄内地域の小・中学校の教職員等で構成する「魅力ある学校」づくり推進委員会において、学校運営や学習指導等の部会に分かれて具体的な検討を進めているところです。

(意見・要望)

新しい学校が、仏つくって魂入れずでは何の意味もありません。魅力ある学校づくりの内容について、庄内地域の小・中教職員等で構成された推進委員会で具体的な学校運営や学習指導内容などを検討されているとのことですが、この際、ぜひ、外部の専門家や教育委員会の教育委員会会議の委員の皆様に魅力ある学校教育を推進するため議論していただく事を要望いたします。

【35人学級について】

(一問目)

長内市長のとよなか夢みらい 豊中の未来の3つの重点プロジェクト 第1に子どもの夢実現プロジェクトとして本市の子育て支援や学校教育環境の充実をうたっています。その後、市長の当選記者会見で市内小学校全校において35人学級の推進を表明され、今回の施政方針説明で35人学級を進めるにあたって課題でもあった教職員の採用及び教室の確保等、具体的な取り組みをされようとしています。そこでお尋ねします。今回の採用等に係る事業計画の内容をお聞かせくだい。

<答弁>

小学校全35人学級編制の実施には、市独自の教員確保と教室の確保問題があります。これらの課題に対応していくため、平成31年度に、平成32年度(2020年度)から平成34年度(2022年度)までの3年間で段階的に3年生から6年生を35人学級編制化していくための制度設計を行っていきます。教員の確保については、1学年で15人程度必要となることから、平成32年度から制度化される会計年度任用職員や現行の任期付常勤講師の制度の活用を視野に入れながら制度設計をすすめ、平成31年度(2019年度)の下半期の中で採用募集等を行うこととなると考えています。教室確保については、自然増による対応分も含めて児童数の推計を基に、余裕教室などの転用、さらには一部の学校に関しては校舎の増築も進めながら普通教室の確保をしてまいります。

(意見・要望)

教職員の確保については、教員を正規採用した場合には、将来的に財政負担が大きくなります。教員の採用のあり方については、しっかりと教育委員会議等で議論をしたうえで、 決定していくことを要望します。

【総合教育会議と教育委員会会議について】

(一問目)

淺利前市長時代に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年度に本市に新たに総合教育会議を設置され、今日に至っています。豊中の教育推進のため、その課題の抽出や解決のための取り組みを行うには、その多くは教育委員会が中心になって専門的立場である教育委員の方々の意見を聞き、その方針を立てて来られて取り組まれてきたと認識しています。そこで改めてお聞きしますが、総合教育会議と教育委員会会議の現状について、お聞かせください。

<答弁>

教育委員会会議は、合議制の執行機関である教育委員会の教育行政方針、事務の点検及び評価、教育委員会規則の制定・改廃、条例や予算に関わる市長への要望、事務局や学校の管理職人事など、教育長に委任できない事務等について意思決定を行う会議でございます。

総合教育会議は、市長が設置し招集するもので、教育に関する予算の編成・執行や条例 提案などの権限を有する市長と教育委員会が協議調整を行い、意思疎通を図るために設置 したものです。

具体的には、教育に関する大綱、いじめ防止に向けた取組みのほか、庄内地域における 魅力ある学校づくりなど、教育に関する重点取組み事項及び教育委員会と市長部局の連携 の強化などについて協議・調整を行ってまいりました。

(二問目)

総合教育会議と教育委員会がお互い対等な立場でそれぞれの情報を共有しながら、より充実した豊中の教育を推進することを目指した協議や調整を行うことになっていることを理解しますが、総合教育会議の招集者である市長はあくまでも教育の中立性を担保しなければならないと考えますし、教育員会会議は教育委員会の独立性から教育に関する諸課題を議論されるべき組織としてあるものと考えます。今日の教育委員の皆さんは、事務局から出された議案に対して教育委員会会議で活発な議論が行われているのか。また、出された意見等は事務局が把握し、学校教育にどう反映されているのか、理事者のご見解をお聞かせください。

<答弁>

教育委員会会議における議論についてですが、例えば、8月の教科書採択の案件では、各教材の持つテーマ性や工夫されている点、また、実際に授業でどう使われるのかを想定した様々な意見を出し合いながら道徳の教科書を選定する等、案件ごとに各委員の立場から様々な意見を出し合いながら議論を進めています。

教育委員会会議の中で案件に対し出された意見については、その意見を基に教育施策の 方向性が定められ、事務局で具体化を検討する等の対応をしています。また、今後の更なる 活性化に向けて現在検討を進めているところであります。

(意見・要望)

総合教育会議と教育委員会会議のあり方については理解しましたが、先に述べたように 教育委員会の独立性から市長が任命された教育委員の方々が、豊中の教育に関して、 自由活発な議論ができるよう、更に教育委員会の充実を要望します。

【学校施設の整備と管理について】

(一問目)

今回、校舎の新築や改修事業に多くの予算が計上されていますが、これらの内容についてお聞かせください。次に、桜井谷東小学校、第九中学校校舎の増築事業についてもお聞きします。この事業を実施される背景とこれまでの議論について。また、学校規模の適正化や校区編成の在り方についての基本的な考え方と全市的にこの問題をどう決着させようとしているのか。特に第九中学校の増築に関する決定についてはこれまでの経過も含めて詳細にお答えください。

<答弁>

校舎の新築や改修事業の内容ですが、主なものとしましては、(仮称)北校建設に向けた 実施設計や野田小学校と第十中学校の教室などの改修、児童生徒の増加に伴う教室確保 に向けた桜井谷東小学校及び第九中学校の増築に向けた設計費のほか、トイレ改修や エレベーターの設置費用でございます。

桜井谷東小学校と第九中学校の校舎の増築についてですが、いずれかの学校も、将来推計において明確に教室不足が見込まれたため、昨年度から具体的な対応方法を検討して参りました。検討にあたっては、平成26年(2014年)策定の「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」において、「近い将来、教室不足が発生する学校については、施設の増設・充実か、隣接校との通学区域の変更かのいずれかの方法により対応する」こととしており、この方針に沿って対応を考えました。

まず、桜井谷東小学校の課題解消については、一部地域の通学区域を桜井谷東小学校から桜井谷小学校や少路小学校に変更した場合、変更先の小学校の教室不足が見込まれることなどから、施設の増設・充実により対応することにしました。

また、第九中学校の増築決定までの経過ですが、隣接する第八中学校の規模の差について、平成25年(2013年)の学校教育審議会答申において、「2つの学校の通学区域を変更することで、規模の差を縮小し、教育環境の改善を図る」ことが示されました。基本方針において「今後も長期にわたって大規模な住宅開発等が見込まれることから、両校の生徒数の推移を当面見守ることとし、将来推計において明確に第九中学校の教室不足が見込まれる場合は、具体的な対応方策の検討に着手」することになっておりましたので、昨年度から検討して参りました。

具体的な内容としては、施設の増築のほか、小学校の進学先を第九中学校から第八中学校へ変更する案として、西丘小学校を変更した場合、新田小学校を変更した場合、さらに新田小学校と新田南小学校の2校を変更した場合の3つのパターンのシミュレーションを行い、教室不足の解消見込や、生徒・家庭・地域への影響などの観点から検証を行いました。合わせて、第八中学校の小規模校課題が、将来推計において解消されていく見込みがあるのかどうかも検討したところです。

その結果、第八中学校の小規模校課題が、今後一定程度解消されていくことが見込まれることや、第九中学校に用地が確保できることなどを総合的に勘案し、施設の増設・充実により対応することにしました。

(二問目)

北校建設に伴う野田小や十中の改修工事については理解いたしました。

また、桜井谷東小学校の増築については複雑な事情と小学校であることなどからやむを得ない側面があることも理解いたします。しかし、この地域一帯の校区問題をより複雑困難にした背景には、十一中問題や少路高校跡地利用についての長期スパンに立ったグランドデザインを市として描いてこなかった「つけ」が顕在化したと言っても過言ではありません。この地域全体の校区編成については、信頼できる推計を基に、市と公教育全体のあるべき姿を優先し、教育委員会としての決断と指導力が求められていることを指摘しておきます。次に、九中の増築問題についてですが、何点かにわたって質問いたします。

- 1. 学校の敷地面積や運動場の広さ、学級数と生徒数、余裕教室など八中と九中の現在での比較について。
- 2. 以前から2小学校対4小学校で学校規模に大きな格差があった問題を放置し新田小学校区内の約1100戸の大規模マンションを九中校区に変更した理由は何か。
- 3. 第八中学校の小規模校課題が一定程度解消されるとの見込みを答弁されました。 八中校区内の集合住宅については何年も前に建て替えが完了しており、児童生徒の将来 推計が出来たはずなのに何故、今になって変わったのか。新たな変化があったのか その根拠についてもお聞きします。
- 4. 校区変更を実施した場合、生徒・家庭・地域への影響などを検証したとあるが、これは 小学生ではなく中学生の校区変更であり、新千里南町3丁目の東泉ヶ丘小学校児童の 南丘小学校への転向や庄内地域での学校編成において、遠い通学距離や安全の問題に ついてどう整合させ、地元の理解を得るのかお聞かせください。
- 5. 八中、九中校区では校区内に住みながら公立校へ通学せず、私学へ1/4以上の生徒が通っています。その理由はいろいろありますが、その中には、小規模校、大規模校からくる弊害から仕方なく選択している生徒も少なからずいます。クラブ活動の問題、小規模校の場合のいじめなど対人関係の問題、トイレに代表される不便さや建物の老朽化、陳腐化など数え上げたらきりがありません。校区編成による課題解決に取り組めば増築に必要な膨大な資金で環境改善が一気に進むと思うが見解をお聞きします。
- 6. この項目については教育長答弁を求めます。知恵と工夫で校区再編を実現することで 市民はもとより、すべての部署からの実現できない予算要望についても理解と納得を 得られるのではないかと考えるがお考えをお聞かせください。

<答弁>

第八中学校と第九中学校の比較について、第八中学校は、校舎等の面積2万6697平方メートル、運動場面積1万590平方メートル、今年度の学級数10学級、生徒数252人、余裕教室24教室です。

一方、第九中学校は、校舎等の面積2万4600平方メートル、運動場面積9900平方メートル、今年度の学級数28学級、生徒数828人、余裕教室2教室です。

ご指摘の新田小学校区内のマンションの通学区域を第八中学校から第九中学校に変更した理由についてですが、このマンションは第九中学校区内に建設されたため、本来であれば新田小学校卒業後は第九中学校へ進学することになりますが、建設当時の校区の状況等を

総合的に勘案し、昭和57年(1982年)に審議会に諮問を行い、通学区域を第八中学校としました。結果として、新田小学校からの進学先が住所地によって第八中学校と第九中学校に分かれる「分割校」となり、教育委員会としては解消を図るべき課題であると認識してまいりました。そこで、平成16年(2004年)に改めて審議会に諮問を行い、本来の第九中学校へ通学区域を変更し、「分割校」の解消を図ったものです。

第八中学校の将来推計についてですが、校区内の開発による新築マンションなどの情報については、生徒数の将来推計を毎年度更新する際に反映しており、今後も開発が続くものと見込んでおります。基本方針において、「将来推計において明確に第九中学校の教室不足が見込まれる場合は、具体的な対応方針の検討に着手」することになっており、昨年度、その状況となったため検討してきたところです。この検討過程において、第八中学校の小規模校課題が、今後一定程度解消されていくことが見込まれました。

新千里南町3丁目については、今回と同様に、東泉丘小学校の将来推計において明確に 教室不足が見込まれたことから、施設の増設・充実か、隣接する南丘小学校との通学区域 の変更かを総合的に検討した結果、南丘小学校区へ変更することとし、合わせて、東泉丘 小学校の分割校課題の解消を図るため、東泉丘2丁目の進学先を第十五中学校から 第十七中学校へ変更することとしました。

また、庄内地域については、小・中学校が直面している小規模校化や生活・学習課題等の解消を図るため、既存の小・中学校を再編し、新たな施設一体型小中一貫校を設置することにしたものです。

第九中学校の課題解消については、第八中学校の小規模校課題が今後一定程度解消されていくことが見込まれることや、第九中学校に増設する用地が確保できること等を勘案し、施設の増設・充実か、隣接する第八中学校との通学区域の変更かを総合的に検討した結果、第九中学校の施設の増設・充実により対応することにしました。

予算要望についてですが、今回の対応に至るまでに、庁内の関係部局や審議会などへの 説明を重ね、教育的な観点だけでなく財政的な観点からも様々なご意見を頂きました。この ことを踏まえ、今回の予算案についても十分に内容を精査した上で提案させて頂いておりま す。

(意見・要望)

答弁からも明らかなように隣接する二つの中学校では校舎等の面積や運動場の面積が小さい九中に八中の3倍以上の生徒が在籍し、一人当たりの運動場面積において九中生徒は八中生徒の1/5以下、余裕教室においても九中2に対し八中24、というのが現在の姿です。それまでにも規模の格差が問題になっていた両校を更に拡大させた元凶が大規模マンションの校区変更であり、明確な方針や結論も定まらないまま短兵急に行った「分割校」の解消が今日のとんでもない状況にもつながっています。この結果を見てもわかる通り、教育委員会が分割校の解消を最優先課題と信念をもって取り組んでこられたのならまだしも、現在の1小、1中学校から5小、1中学校しかも分割校ありの結果として解決できない長年の混乱状況は、とても確たるポリシーを持っての取り組みとは思えず、隣接する吹田市のほぼ完全な2小、1中の校区編成との差がどこにあるのか不思議でなりません。この話は途中で政策変更することになった10年前のエアコンが先か耐震が先かの大論争

で、全教室エアコン設置を優先させた教育委員会の当時の姿勢が思い出されます。また、将来推計については長年地域をつぶさに見、肌身感覚でまちづくりや調査に関わってきたものとしては到底理解できないし、百歩譲ってもこの膨大な予算の出費には「ほかに優先すべきものが山積してるだろう」。何せ隣接中学校には24もの空き教室があるのだからと申し上げておきます。最後は少々厳しい意見になりましたが長年、多くの職員と身近で仕事をさせていただいた経験から豊中市には実に優秀な職員が大勢います。意欲も能力もあるこれらの人材を市長や幹部の皆さんは「信念をもって思い切りやってみろ責任は俺がとる」とどうぞ背中を押してやってください。